

埼玉県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(登録の申請に要する提出部数)

第2条 法第9条第1項の申請書及び第2項の国土交通省令で定める書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(受付簿等)

第3条 法第9条第1項の申請書を収受したときは、様式第1号に受付番号及び受付年月日を記載するものとする。

2 法第10条第2項の登録簿は、様式第2号及び申請書の別紙の写しにより構成するものとする。

(登録の通知等)

第4条 法第10条第3項の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。

2 法第10条第4項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。

3 法第10条第5項の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第6条 法第12条第1項の規定による届出に係る住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第17条第1項の登録事項等変更届出書及び同条第2項で定める書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

2 法第12条第3項の規定による登録簿の記載は、変更年月日の記載及び登録事項等変更届の写しの添付によるものとする。

3 法第12条第4項の規定による通知は、様式第7号により行うものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第14条第1項の規定による届出は、様式第8号により行うものとする。

(登録の抹消)

第8条 法第15条第2項の規定による通知は、様式第9号により行うものとする。

(登録の申請に要する書類等)

第9条 省令第10条第3号の各階平面図には、住戸（共同して利用する便所、洗面設備、浴室（シャワー室を含む。）、台所、居間、食堂、洗濯室及び収納設備が備えられている場合は、それらを含む。）の寸法及び面積（壁芯により算定したもの）を記載させるものとする。

2 省令第10条第4号の書類は、登記事項証明書とする。

3 省令第10条第8号及び第9号の書面の様式は、様式第10号とする。

4 法定代理人がいる場合、省令第10条第9号の書面は、登録を受けようとする者と

当該法定代理人がそれぞれ作成するものとする。

- 5 省令第10条第10号の書類は、同号の検査済証、登記事項証明書又は建築請負契約書とする。

附 則

この要領は、平成30年2月6日から施行する。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿

登録 番号	登録(抹消) 年月日	申請(届出) 年月日	住宅			事業者	備考	
			所在地		名称			戸数
			市町村	住居表示(地名地番)				
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								
-								

※ 登録番号のハイフン以下は変更回数を示す。

様式第3号（法第10条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、下記のとおり登録したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号

様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年 月 日付けの申請に基づき、下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を登録したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第3項の規定により通知します。

記

1 登録した住宅

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 戸数

戸

(4) 住戸番号

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号

埼玉県一

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記1の住宅は、下記2の理由により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準に適合しないと認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第4項の規定により通知します。

年 月 日

埼玉県知事

記

1 住宅

(1) 名称

(2) 所在地

2 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録通知書

年 月 日付けの申請に基づき、下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を登録したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第5項の規定により通知します。

記

1 登録した住宅

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 戸数

戸

(4) 住戸番号

2 登録を受けた者

(1) 氏名

(2) 住所

3 登録年月日

年 月 日

4 登録番号

埼玉県一

市町村担当課長 様

埼玉県都市整備部住宅課長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録について（依頼）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条の規定により、下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を登録しました。

つきましては、貴課及び福祉関係窓口（福祉事務所、生活困窮者総合相談窓口、地域包括支援センター等）でこの登録情報を共有し、住民の問合せに応じてください。

なお、登録内容の詳細は、セーフティネット住宅情報提供システム
(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>) で確認することができます。

記

1 登録した住宅

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 戸数

戸

(4) 住戸番号

2 登録年月日

年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録があった下記1の住宅は、下記2の理由により登録を拒否したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

埼玉県知事

記

1 住宅

(1) 名称

(2) 所在地

2 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（法第12条第4項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項等の変更通知書

標記事業について下記のとおり登録事項を変更したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第12条第4項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地

詳細は別添（変更届出書の写し）のとおり。

（宛先）
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したので住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第14条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号
- 5 廃止年月日

様式第9号（法第15条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書

標記事業について下記のとおり登録を抹消したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号
- 5 登録抹消年月日
- 6 理由